

北中城村子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月
北中城村



ごあいさつ

現在、わが国では急速に人口減少、少子化社会が進展しており、地域社会においては家庭形態の多様化や地域のつながりの希薄化等に伴って孤立感を覚える家庭もあり、子育てをとりまく環境は、大変厳しいものがあります。また、待機児童の問題や多様化する保育ニーズへ対応するため社会全体で子育てを支援する環境整備と支援体制の構築が求められております。

本村では、こうした子育て環境をとりまく諸問題に対応するため、子どもが家庭や地域から愛され、健やかに育つむらを基本理念として、これまで平成 17 年 3 月に「北中城村次世代育成支援行動計画（前期計画）」、また平成 22 年 3 月には同後期計画を策定し、認可保育所の創設、一時預かり保育事業や養育支援訪問事業の開始、子育て支援センターの開設など様々な施策の推進を図ってまいりました。

こうした中、国では平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法を制定し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実などを趣旨とした、「子ども・子育て支援新制度」が創設され、本村においても、新制度への対応と本村をとりまく子育て環境に対する諸問題を解決するため、「北中城村子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、この計画を子どもの利益が最大限尊重され、地域の宝となる子ども達の健やかな育ちに資するための村民共有の指針として活用し、誰もが安心して子どもを産み育てることのできる村づくりの実現のため様々な施策を推進してまいります。

結びに、アンケート調査などで貴重なご意見を賜りました村民の皆さま、計画策定にご尽力いただきました北中城村子ども・子育て会議の皆さま並びに関係者の方々に深く感謝し、厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも村民の皆さま並びに関係者の方々おかれましては、計画の推進に対し、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成 27 年 3 月

北中城村長 新垣邦男

目 次

ごあいさつ

第 1 章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ（他計画との関係）	2
3. 次世代育成支援行動計画との一体的策定	2
4. 計画の期間	3
5. 計画の策定体制等	3

第 2 章 北中城村の現状と課題

1. 人口の推移と推計	7
(1) 実績人口	7
2. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況	10
(1) 認可保育所の状況	10
(2) 地域子ども・子育て支援の状況	16
(3) 認可外保育施設	19
(4) 幼稚園の状況	21
(5) 区域別の状況	22
3. ニーズ調査結果より傾向まとめ	25
(1) 子育て家庭の状況について	25
(2) 母親の就労について	25
(3) 教育・保育サービスの利用について	25
(4) 地域子育て支援センターについて	25
(5) 土曜、日曜の教育・保育サービスの利用希望について	26
(6) 学童クラブの利用や希望について	26
(7) 児童館について	26
(8) 育児休業について	26

第 3 章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	29
2. 計画の基本目標	29
3. 支援対策の体系	30
4. 幼児期の教育・保育提供区域について	33
(1) 教育・保育提供区域とは	33
(2) 村の教育・保育提供区域	33

第 4 章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策	37
(1) 北中城村全体	37

2. 地域子ども・子育て支援事業	42
(1) 時間外保育事業	42
(2) 放課後児童健全育成事業	43
(3) 地域子育て支援拠点事業	44
(4) 一時預かり事業	44
(5) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	45
(6) 子育て援助活動支援事業（就学児）	45
(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	46
(8) 利用者支援事業	46
(9) 乳幼児家庭全戸訪問事業	46
(10) 養育支援訪問事業	47
(11) 妊産婦健診事業	47
(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	47
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	48
(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	48

第5章 支援対策

1. ニーズに対応した受け入れ体制の整備	51
(1) 教育・保育施設等の円滑な利用の確保	51
① 0歳児、1歳児の保育の拡充	51
② 保育所における5歳児保育の整備充実	51
③ 公立幼稚園の複数年保育の拡充	51
④ 公立幼稚園における幼稚園型の一時預かりの拡充	51
(2) 子どもの居場所づくり	52
① 放課後子ども総合プランの推進	52
② 地域における居場所の確保、充実	52
③ 児童館の活動の充実	52
④ 中央公民館の活動の充実	52
2. 教育・保育等の質の確保と向上	53
(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進	53
① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方	53
② 教育・保育の質の確保	53
③ 保幼小連携の推進	53
③-1 教育・保育と小学校教育の円滑な接続	53
③-2 0～2歳、3～5歳の取り組み連携	53
(2) 人材の確保の推進	54
① 保育士の確保	54
② 幼稚園教諭の確保	54
③ 放課後の居場所における人材確保	54

③-1 放課後児童支援員の確保及び資質向上	54
③-2 放課後子ども教室のコーディネーター及び地域人材の確保	54
④ファミリーサポートセンターのサポーターの確保	54
3. 安心して子どもを産み育てるための支援充実	55
(1) 子育て支援ネットワークの構築	55
① 子育てネットワークの構築	55
② 子育て支援コーディネート機能の構築	55
③ 地域子育て支援ネットワークづくり	55
(2) 集い、交流による子育て支援の充実	55
① 地域子育て支援センターの充実	55
② 児童館の子育て機能の充実	55
③ 村立図書館(あやかりの杜)の子育て支援に係る活動の推進	56
(3) 相談、情報提供の充実	56
① 相談機能の充実	56
①-1 関係機関等による各種相談の充実	56
①-2 利用者支援事業の実施	56
② 情報提供の充実	56
②-1 周知・広報の強化	56
②-2 関係機関との連携による情報の提供	56
②-3 母子保健との連携による相談・情報提供	56
(4) 母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進	57
① 安全な妊娠、出産、育児への支援	57
①-1 親子手帳交付時の指導	57
①-2 妊婦健康診査の推進	57
①-3 妊婦訪問指導の推進	57
①-4 新生児訪問指導の推進	57
①-5 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進	57
①-6 養育支援訪問事業の推進	57
①-7 マタニティ教室の推進	58
①-8 離乳食実習の推進	58
①-9 母子保健推進員の活動推進	58
①-10 子ども医療費助成事業の推進	58
② 子どもの健康支援	58
②-1 乳幼児健康診査の推進	58
②-2 歯科検診の推進	58
②-3 予防接種の推進	59
③ 食育の推進	59
③-1 保育所(園)・幼稚園における食育の推進	59
③-2 小学校における食育の推進	59
③-3 食育連携体制の構築	59

4. 要保護児童への支援充実	60
(1) 児童虐待防止対策の充実	60
① 要保護児童対策地域協議会の活動の充実	60
② 要保護児童発見機能の向上	60
(2) ひとり親家庭の支援の充実	60
① 母子・父子家庭医療費助成	60
② 児童扶養手当の支給	60
③ 保育所優先入所推進	60
④ ひとり親家庭等ファミサポ利用支援事業の推進	61
⑤ 要保護児童生徒・準要保護児童生徒支援金補助金の支給	61
⑥ 幼稚園就園奨励費補助金交付	61
(3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実	61
① 健診による障害の早期発見の推進	61
② 健診後親子教室(事後教室)の推進	61
③ 親子通園型の相談支援事業の推進	61
④ 保育施設における特別支援保育の充実	62
⑤ 地域子育て支援センターの障害児相談支援の実施	62
⑥ 療育の連続性の充実	62
⑦ 特別支援教育の充実	62
⑧ 教育支援の推進	62

第6章 計画の推進について

1. 計画の周知	65
2. 計画の推進体制	65
3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握	65
4. P D C Aサイクルによる推進状況チェック	66

～ 資料編 ～

資料1 北中城村子ども・子育て会議設置要綱	69
資料2 北中城村子ども・子育て会議委員名簿	70

第 1 章 計画策定の概要



第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

現代の子どもと子育て家庭を取り巻く環境においては、保育所の待機児童が大きな社会問題となっています。女性の社会進出による共働き家庭の急増が要因となっていますが、中でも産休明け、育休明けでの0歳児の受け入れ不足が深刻であり、子どもを預けたいときに預けられないという状況が解消されず、仕事や生活に支障を来す家庭も多くなっています。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や近隣住民等からの子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況もあり、家庭における子どもの養育力の低下も見られます。さらに、非正規雇用、パート・アルバイトの増加など、経済的な面からも厳しい状況が続き、就労環境においても仕事と子育てを両立させることが依然として容易ではない状況となっています。

村においては、国の「次世代育成支援対策推進法」（平成15年制定）に基づき、平成17年には次世代育成支援行動計画（前期計画）を策定し、平成22年には前期計画を見直した後期計画も策定し、次代を担う子どもたちの育成を支援するために、総合的な視点から様々な事業を展開してきました。

さらに国では、子どもと子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受け、幼保一体化を含む新たな支援システムの構築を目指し、「子ども・子育て関連3法」を制定しました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

村では、このような国の方向性を踏まえ、新制度に基づき策定が義務づけられている「子ども・子育て支援事業計画」を策定したところであり、「教育・保育事業」や「地域子ども・子育て支援事業」等の整備計画、保幼小の連携、教育・保育の質の確保等といった事業計画に掲げるべき内容とともに、次世代育成支援行動計画も一体的に策定し、子どもの健やかな育ちと安心、安全に子育てができる環境となるよう、これまでの取り組みを一層強化していきます。

2. 計画の位置づけ（他計画との関係）

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の期限が 10 年間延長されたこと（平成 37 年 3 月 31 日まで）から、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」も本計画に位置付け一体的に策定しています。

市町村計画の策定にあたっては、県の「沖縄県子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図っているほか、本村の上位計画である「北中城村総合計画」を踏襲するとともに、子どもの福祉や教育に関する村の他計画などとの整合性を図り、調和を保って策定しています。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3. 次世代育成支援行動計画との一体的策定

次世代育成支援行動計画は、平成 17 年度から平成 26 年度までの少子化対策を中心とした総合的な子育て支援の計画であり、市町村は策定が義務付けされていました。この計画は平成 27 年度以降、改正された次世代育成支援対策推進法により任意での策定となり、また「計画の一部のみの策定」、「子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定」することも可能となりました。本村では、幼児期の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業といった子育て支援サービス等の確保方策、保幼小の連携、保育の質の確保などを必須項目として掲げる子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援行動計画の一部を一体的に策定し、子どもの育ちを保障し、また子育てをしやすい環境づくりを目指します。

また、小学生が健全に、安全に、放課後を過ごすために、「放課後子ども総合プラン」を本計画の中に盛り込み、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）と放課後子ども教室のさらなる推進を図ります。

第2章 北中城村の現状と課題



第2章 北中城村の現状と課題

1. 人口の推移と推計

(1) 実績人口

① 総人口

総人口は今後も増加から概ね横ばいで推移すると推計されています。平成25年から平成26年の増加人数が165人と他の年に比べて大きくなっていますが、本計画では0～5歳児の児童推計を基本と考え、平成22年から平成26年の平均的な伸び率を参考にして推計を行いました。

実績値	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
実績人口	16,345	16,414	16,513	16,576	16,741
前年からの増加	—	69	99	63	165

推計値	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成26年→平成31年
総人口推計値	16,657	16,676	16,648	16,667	16,677	▲ 64
前年からの増加	▲ 84	19	▲ 28	19	10	

総人口



② 0～5 歳児（就学前児童）

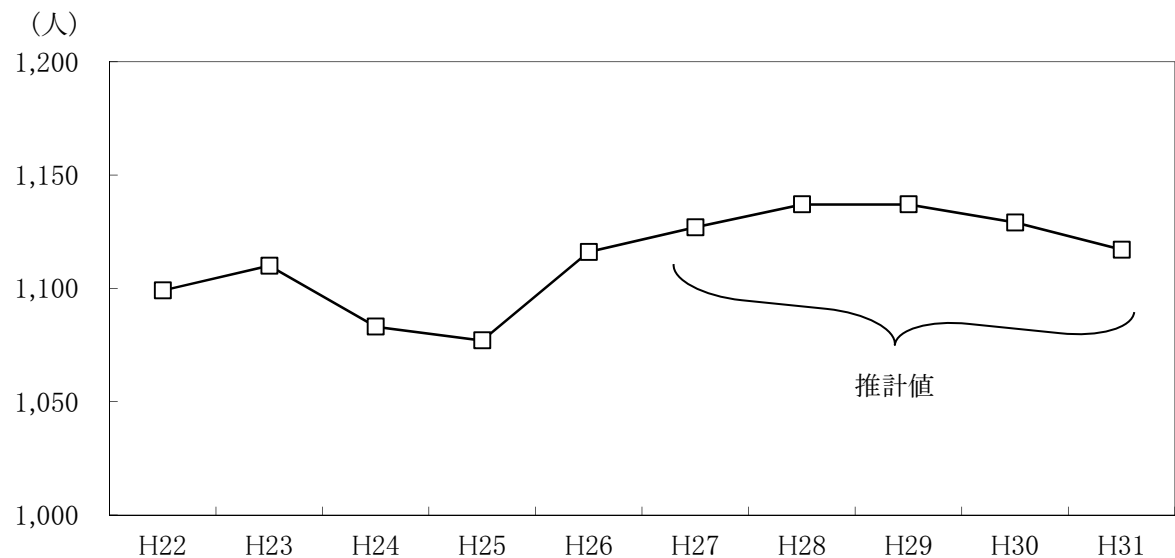
0～5 歳児は、近年増減を繰り返していますが、平成 26 年では前年より大きく増加しています。しかし、増加は 1 年のみの推移であり、本計画にあたっては、平成 22 年から平成 26 年の平均的な伸びを参考にして今後の児童推計を行いました。

推計の結果、平成 28 年まで緩やかに増加し、その後は緩やかに減少すると見込まれました。推移も 10 人程度の増減にとどまっています。

実績値	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
実績人口	1, 099	1, 110	1, 083	1, 077	1, 116
前年からの増加	—	11	▲ 27	▲ 6	39

推計値	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 26 年→ 平成 31 年
総人口推計値	1, 127	1, 137	1, 137	1, 129	1, 117	+1
前年からの増加	11	10	0	▲ 8	▲ 12	

0～5歳児人口



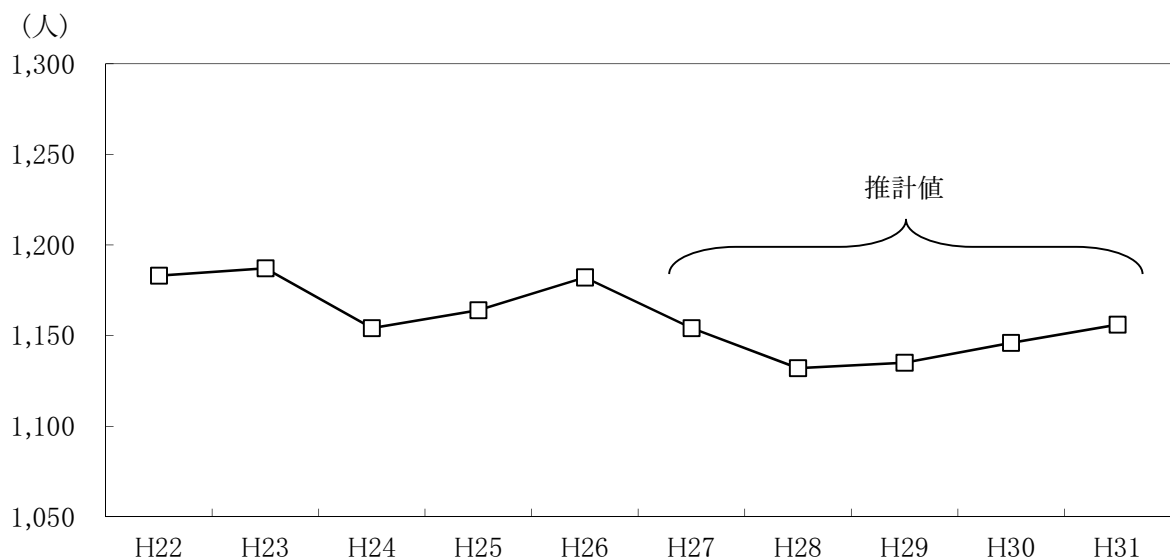
③ 6～11歳児（小学生）

6～11歳児は、平成24年以降増加で推移してきました。平成27年以降はいったん減少しますが、平成29年以降で緩やかに増加すると見込まれています。

実績値	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
実績人口	1,183	1,187	1,154	1,164	1,182
前年からの増加	—	4	▲ 33	10	18

推計値	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成26年→ 平成31年
総人口推計値	1,154	1,132	1,135	1,146	1,156	▲ 26
前年からの増加	▲ 28	▲ 22	3	11	10	

小学生(6～11歳児)



2. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況

(1) 認可保育所の状況

① 認可保育所入所申込者数の推移

認可保育所の申し込み数(4月1日現在)は、平成25年までは概ね300人程度で推移していましたが、平成26年には347人となり、平成21年以降ではもっとも多くなっています。

また、3歳未満と3歳以上を比べると、平成23年までは3歳以上の方が多くなっていたましたが、平成24年以降は3歳未満が多くなっています。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
3歳未満児	142	113	129	150	151	182
3歳以上児	152	155	167	147	150	165
総 数	294	268	296	297	301	347

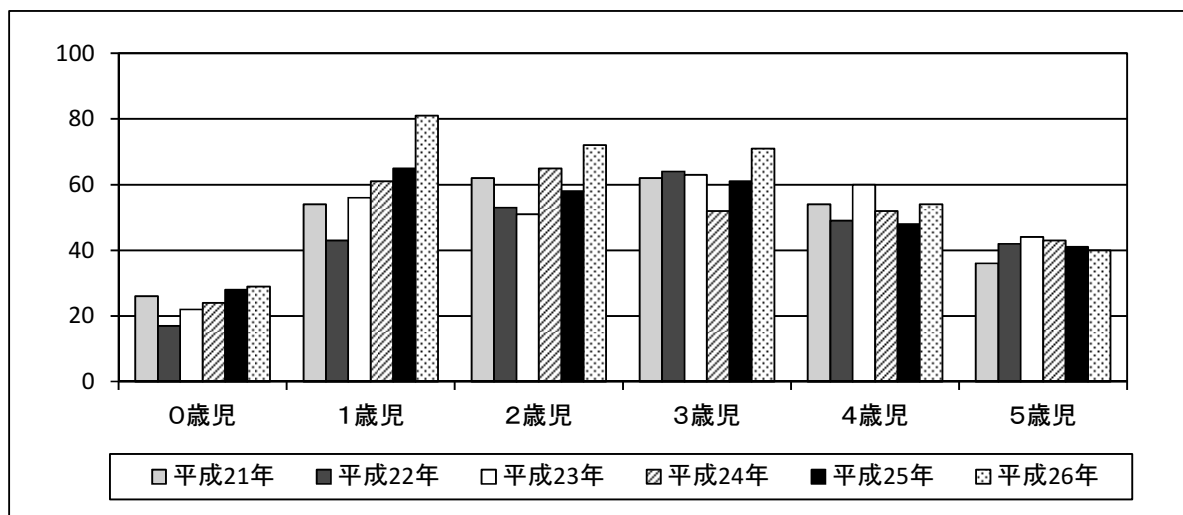
※各年4月1日現在

年齢別にみると、1歳児の増加が顕著であるほか、2歳児や3歳児も概ね増加傾向となっています。また、0歳児も緩やかな増加がみられます。

(年齢別内訳)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳児	26	17	22	24	28	29
1歳児	54	43	56	61	65	81
2歳児	62	53	51	65	58	72
3歳児	62	64	63	52	61	71
4歳児	54	49	60	52	48	54
5歳児	36	42	44	43	41	40
総 数	294	268	296	297	301	347

※各年4月1日現在



②認可保育所定員と入所児童数の推移

認可保育所の定員は平成25年まで240人でしたが、平成26年からは保育所の新設により330人へと増加しています。入所については弾力化による対応を行っています。弾力化は110%前後で実施しており、平成26年の入所児童数は338人となっています。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
定員	240	240	240	240	240	330
入所児童数	255	253	276	263	265	338
弾力化率	106.25	105.41	115.00	109.58	110.41	102.42

※各年4月1日現在

②-1 認可保育所一覧（平成25年4月1日現在）

村内の認可保育所は、平成25年4月現在で公立1か所、法人2か所の計3か所整備されています。入所児童数は4月が265人で3歳児が58人でもっとも多いほか、1歳児が49人、2歳児、4歳児が48人と多くなっています。

保育所名	定員	入所児童数						
		計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
喜舎場保育所	90	99	6	18	18	21	22	14
つなぐ保育園	90	96	6	19	18	20	14	19
百登保育園	60	70	9	12	12	17	12	8
総 数	240	265	21	49	48	58	48	41

※平成25年4月1日現在

②-2 認可保育所一覧（平成25年10月1日現在）

保育所名	定員	入所児童数						
		計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
喜舎場保育所	90	97	6	18	19	20	20	14
つなぐ保育園	90	99	9	19	19	21	12	19
百登保育園	60	73	9	12	13	18	12	9
総 数	240	269	24	49	51	59	44	42

※平成25年10月1日現在

②-3 4月時点と10月時点の認可保育所入所者の比較

	総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
4月児童数	265	21	49	48	58	48	41
10月児童数	269	24	49	51	59	44	42
増加人数	4	3	0	3	1	▲4	1

※平成25年度実績

②-4 認可保育所一覧（平成26年4月1日現在）

平成26年4月は、保育所を1か所増やし、330人定員、入所児童数は338人となっています。年齢別にみると、1歳児が76人、2歳児が72人であり、非常に多い。また3歳児も69人で、約70人が利用しています。

保育所名	定員	入所児童数						
		計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
喜舎場保育所	90	87	4	16	18	20	15	14
つなぐ保育園	90	108	6	24	24	20	20	14
百登保育園	60	66	4	12	12	17	11	10
すてら保育園	90	77	13	24	18	12	8	2
総 数	330	338	27	76	72	69	54	40

※平成26年4月1日現在

③保育所入所待機児童数の推移

認可保育所の待機児童数について各年4月の状況をみると、平成25年までは30人を超える年が多くなっていましたが、平成26年は保育所新設により待機児童が9人に減少しています。なお、平成23年以降、待機児童の大半は3歳未満となっています。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
3歳未満児	19	9	14	33	33	7
3歳以上児	11	6	6	1	3	2
総 数	30	15	20	34	36	9

※各年4月1日現在

③-1 年齢別の保育所入所待機児童数の推移

待機児童数を年齢別にみると、平成24年以降では1歳児、2歳児で多くなっています。平成26年では1歳児が5人、2歳児は0人と減少しています。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳児	5	3	2	3	7	2
1歳児	7	3	8	13	16	5
2歳児	7	3	4	17	10	0
3歳児	10	5	6	1	3	2
4歳児	1	0	0	0	0	0
5歳児	0	1	0	0	0	0
総 数	30	15	20	34	36	9

※各年4月1日現在

③-2 4月時点と10月時点の待機児童数の比較

待機児童数を4月と10月の状況で比較すると、0歳児が4月は14人であったのに対し、10月では42人と、大幅に増加しています。産休・育休明けでの保育所希望など、年度途中からの入所を希望する人が多いことが要因の一つとなっています。その他の年齢は4月に比べ、待機児童が減少しています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
平成25年4月	7	16	10	3	0	0	36
平成25年10月	15	13	13	1	1	0	43
増 減	8	▲3	3	▲2	1	0	7

③-3 区域別(学校区別)の待機児童数

待機児童を小学校区別にみると、平成 25 年 4 月、10 月では北中城小学校区の方が島袋小学校区より待機児童が多くなっています。26 年 4 月は北中城小学校区で 5 人、島袋小学区で 4 人と、ほぼ同数となっています。

	全体	北中城小学校区	島袋小学校区
0 歳児	7	6	1
1 歳児	16	9	7
2 歳児	10	6	4
3 歳児	3	3	0
4 歳児	0	0	0
5 歳児	0	0	0
計	36	24	12

※平成 25 年 4 月 1 日現在

	全体	北中城小学校区	島袋小学校区
0 歳児	15	7	8
1 歳児	13	7	6
2 歳児	13	9	4
3 歳児	1	1	0
4 歳児	1	1	0
5 歳児	0	0	0
計	43	25	18

※平成 25 年 10 月 1 日現在

	全体	北中城小学校区	島袋小学校区
0 歳児	2	1	1
1 歳児	5	3	2
2 歳児	0	0	0
3 歳児	2	1	1
4 歳児	0	0	0
5 歳児	0	0	0
計	9	5	4

※平成 26 年 4 月 1 日現在

③-4 待機児童の保護者の就労状況

待機児童の保護者の就労状況をみると、常勤での就労中が 55.6%、非常勤での就労中が 22.2%、求職中及びその他の理由がそれぞれ 11.1%となっています。

	就労中		求職中	その他 (出産・看護・災害等)	合計
	常勤	非常勤			
人数	5	2	1	1	9
構成比	55.6	22.2	11.1	11.1	100

※平成 26 年 4 月 1 日現在

(2) 地域子ども・子育て支援の状況

①地域子ども・子育て支援事業の実施保育所の状況

ア) 土曜日の保育

村内の認可保育所で実施しています。喜舎場保育所では 13:00 まで、その他の保育所では 18:00 または 18:30 までの保育を行っています。

イ) 延長保育

村内の全ての法人認可保育園で実施しています。

ウ) 一時預かり・特定保育

一時預かりは喜舎場保育所では補助事業として、その他の保育所では自主事業として実施されています。

認可保育所名	土曜日の保育		延長保育	一時預かり	
	実施箇所	時間帯		補助事業	自主事業
喜舎場保育所	○	7:30～13:00	○	○	
つなぐ保育園	○	7:30～18:00	○		○
百登保育園	○	7:30～18:30	○		○
すてら保育園	○	7:30～18:30	○		○

※平成 26 年 4 月 1 日現在

①-1 延長保育事業の利用状況

延長保育事業は平成 25 年度で利用者実数が 85 人、利用延べ人数が 2,192 人となっています。

	利用実人数				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者実数	—	104	128	98	85
利用延べ人数	—	1,542	2,405	1,296	2,192

①-2 一時預かりの利用状況

一時預かりは平成 24 年度は 246 人、平成 25 年度は 510 人で、2 倍以上増加しています。3 歳未満児での利用が圧倒的に多くなっています。

	利用延べ人数				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
3 歳未満児	—	—	—	162	502
3 歳以上児	—	—	—	84	8
総 数	—	—	—	246	510

※数値は自主事業による利用状況

①-3 地域子育て支援拠点事業の利用状況

平成 23 年度より村内に地域子育て支援センターが 1 か所設置され、相談や子育て家庭の交流の場等となっています。年間の利用延べ人数は平成 25 年度で 3,650 人が利用しており、ほとんどが 3 歳未満児の利用となっています。

名 称	年 齢	利用延べ人数				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子育て支援センター きたなかぐすく	3 歳未満	—	—	2,482	2,863	2,964
	3 歳以上	—	—	790	806	686
	計	—	—	3,272	3,669	3,650

②ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンターの会員数をみると、おねがい会員は平成 22 年度以降 100 人を超え、平成 25 年度は 152 人に増加しています。また、まかせて会員も増加していますが 100 人以下であり、子どもを預かるサポーターが少ない状況にあります。

利用状況をみると、年間延べ利用人数は平成 24 年度、平成 25 年度は 2,300 件を超え、平成 24 年度以前より大幅に利用が伸びています。

②-1 会員数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
おねがい会員	103	104	127	152
まかせて会員	50	60	68	69
どっちも会員	10	12	18	21

②-2 延べ利用人数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用人数	1,484	1,487	2,367	2,322

③放課後児童クラブ(学童クラブ)の推移

村内には2か所の放課後児童クラブ(学童クラブ)があり、100人前後が利用しております。平成25年の利用者数は121人で、前年度までと比べ大きく増加しています。毎年1年生の利用がもっとも多く、平成25年では39人となっています。高学年になると利用は非常に少なくなります。放課後児童クラブは北中城小学校区には整備されていますが、島袋小学校区には未整備となっています。

また、小学生の放課後対策である本事業ですが、未就学児の利用が20人程度見られます。

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
クラブ数	2	2	2	3	3
利用者数計	91	89	87	121	108
未就学児	19	17	20	17	2
1年生	35	28	20	39	37
2年生	15	23	17	30	28
3年生	14	10	18	14	22
4年生以上	8	11	12	21	19

名称	地区 (字名)	利用者数					
		計	未就学児	1年生	2年生	3年生	4年以上
学童ふれあいクラブ	北中城小	66	0	20	18	9	19
あさひヶ丘学童クラブ	北中城小	25	2	12	6	5	0
アリス学童クラブ	北中城小	17	0	5	4	8	0
総 数		108	2	37	28	22	19

※平成26年4月1日現在

(3) 認可外保育施設

① 認可外保育施設の状況

①-1 認可外保育施設の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

平成 25 年 4 月現在、村内には、認可外保育施設が 5 か所ありますが、外国人向けの施設が多くを占めています。入所者数は 181 人で 2 歳児、3 歳児が多くなっています。

施設名	地区 (字名)	入所者数						
		計	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
あさひヶ丘保育園	渡口	46	1	9	13	15	4	4
キッズキャンパス	屋宜原	64	0	9	9	13	15	18
リトルエンジェルズ	島袋	31	2	0	11	12	4	2
チェリーブロッサム トドラーセンター	荻道	21	1	4	13	3	0	0
チェリーブロッサム プレスクール	荻道	19	0	0	0	11	6	2
総 数		181	4	22	46	54	29	26

※平成 25 年 4 月 1 日現在

平成 26 年 4 月現在、村内には、認可外保育施設が 5 か所ありますが、外国人向けの施設が多くを占めています。入所者数は 170 人で 2 歳児、3 歳児が多くなっています。

施設名	地区 (字名)	入所者数						
		計	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
あさひヶ丘保育園	渡口	38	1	3	8	12	10	4
キッズキャンパス	屋宜原	55	0	7	8	12	14	14
リトルエンジェルズ	島袋	41	0	12	7	8	13	1
チェリーブロッサム トドラーセンター	荻道	23	2	2	10	9	0	0
チェリーブロッサム プレスクール	荻道	13	0	0	0	7	4	2
総 数		170	3	24	33	48	41	21

※平成 26 年 4 月 1 日現在

①-2 村内の認可外保育施設の市町村別の利用状況

村内の認可外保育施設の市町村別の利用状況を見ると、村内からの利用が96人で圧倒的に多く43.4%を占めています。村外では「基地内」からの利用が62人であり外国人の利用が非常に多いことが分かります。その他、沖縄市が29人、うるま市が10人で、その他の市町村は10人未満となっています。

計	宜野湾市	浦添市	沖縄市	うるま市	北中城村	中城村	基地内	その他
221	6	4	29	10	96	5	62	9

※県資料より(沖縄県第2回子ども・子育て会議資料 資料3より)

①-3 村外の認可外保育施設の利用状況

村外の認可外保育施設を利用している児童は158人であり、うち101人は沖縄市の施設に通っています。その他、宜野湾市が37人、北谷町が12人等となっています。

計	那覇市	宜野湾市	沖縄市	北谷町	西原町	その他
158	2	37	101	12	4	2

※県資料を参考(沖縄県第2回子ども・子育て会議資料 資料3より)

(4) 幼稚園の状況

① 公立幼稚園の入所者推移

村の公立幼稚園は1園であり、4歳児、5歳児の受け入れを行っています。利用者数は平成26年で155人となっており、平成21年以降ではもっとも少なくなっています。

午後の預かり保育は定員55人に対し、50人の利用となっています。給食も実施しています。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
3歳児	0	0	0	0	0	0
4歳児	74	72	72	74	68	56
5歳児	114	109	94	112	105	99
総数	188	181	166	186	173	155

①-1 公立幼稚園別の入所状況

施設名	定員	入所者数				午後の預かり保育		
		計	3歳児	4歳児	5歳児	定員	利用者数	給食有無
北中城幼稚園	210	173	—	68	105	55	52	有
総数		173	—	68	105	55	52	

※平成26年4月1日現在

② 私立幼稚園

村内在住の幼児の私立幼稚園利用者は49人で、村内への利用が25人でもっとも多いです。その他沖縄市が9人、中城村が9人、宜野湾市が2人、その他の市町村に4人となっています。

計	宜野湾市	沖縄市	北中城村	中城村	その他
49	2	9	25	9	4

※県資料より(私立幼稚園利用状況調査総括表平成25年)

(5) 区域別の状況

①北中城小学校区域										
総人口 (H26. 4)	11, 503		子ども人口の推計							
0～5歳児 (H26. 4)	684									
6～11歳児 (H26. 4)	812									
認可保育所	2ヶ所(3ヶ所) ※()はH26年～		喜舎場保育所 (すてら保育園) ※()はH26年～ つなぐ保育園							
			定員	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	利用者	(H25. 4)	180人	195人	12人	37人	36人	41人	36人	33人
		(H25. 10)	180人	196人	15人	37人	38人	41人	32人	33人
		(H26. 4)	270人	272人	23人	64人	60人	52人	43人	30人
	待機児童	(H25. 4)		24人	6人	9人	6人	3人	0人	0人
		(H25. 10)		25人	7人	7人	9人	1人	1人	0人
(H26. 4)			5人	1人	3人	0人	1人	0人	0人	
地域子ども・子育て支援事業			・延長保育(2か所) ・一時預かり(自主事業2か所) ・特定保育(0ヶ所) ・地域子育て支援センター(1か所) ・病児・病後児保育(0ヶ所)							
認可外 保育施設	4ヶ所		あさひヶ丘保育園 キッズキャンパス チェリーブロッサム トドラーセンター チェリーブロッサム プレスクール							
	利用者		定員	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	(H25. 4)			150人	2人	22人	35人	42人	25人	24人
	(H26. 4)			129人	3人	12人	26人	40人	28人	20人
幼稚園	1ヶ所		北中城幼稚園(預かり保育あり)							
	利用者		173人(定員210人)			預かり保育利用者		52人(定員55人)		
私立幼稚園	1ヶ所		アリス幼稚園(預かり保育あり)							
	利用者		105人(村内利用25人)			預かり保育利用者		64人(村内利用22人)		
小学校	1ヶ所		北中城小学校							

①北中城小学校区域							
学童クラブ	3ヶ所	学童ふれあいクラブ アリス学童クラブ あさひヶ丘学童クラブ					
		計	未就学児	1年	2年	3年	4年以上
	利用者	108人	2人	37人	28人	22人	19人
児童館	1ヶ所	仲順児童館					
その他	1ヶ所	(認定こども園)アリス幼稚園附属アリス保育部					

3. ニーズ調査結果より傾向まとめ

(1) 子育て家庭の状況について

- 相談先は、身近な人以外では、「保育士」「学校の先生」が高いです。
- 家庭等で保育している人はあまり相談先がありません。しかも、教育・保育サービス利用者よりも悩みを抱えている比率が高くなります。
- 子育てに孤独を感じる比率も家庭で保育している人の方が比較的高いです。
- 情報提供を求める比率も教育・保育サービス利用者より高い。様々な方法での情報提供を求めています。
- 子育て支援で地域に望むことは、「危険な遊び」「いじめ」「犯罪」「交通安全」について地域の見守りが高くなります。

(2) 母親の就労について

- （就学前）「フルタイムで就労」が4割近く、「パート・アルバイト」が3割近く、「働いていない」が3割あります。
- （就学前）現在働いていない母親のうち、就労希望が7割半を占めます。（パート・アルバイト希望が7割）
- 現在働いていない母親の5割が、教育・保育サービスを利用しています。就労希望者では約5割あります。
- 利用先は「幼稚園」が圧倒的に高いですが、「認可外保育施設」の利用も2割あります。

(3) 教育・保育サービスの利用について

- 教育・保育サービスを利用している家庭は7割を占めます。1歳児からの利用が非常に高いです。
- 「空きがない」ために利用していない人は2割です。0歳児では4割を占めます。
- 現在利用している教育・保育サービスを今後も希望する人が概ね8割以上となっていますが、現在「認可外の保育施設」を利用している人では、公立、法人の認可保育所や公立幼稚園、認定こども園を希望する比率が高くなっています。
- 教育・保育サービスを利用する際は、「居住地の近く」が非常に高く望まれています。

(4) 地域子育て支援センターについて

- 「知っていて利用したことがある」という回答は4割です。
- 現在の利用は0歳児で18%、1歳児で14%あります。
- 現在利用していないが、今後利用したいという声は約3割です。0歳では約4割を占めます。
- 利用したい内容としては、「相談(子育て、保育所利用等)」、「交流」、「情報入手」が3割を超えています。

(5) 土曜、日曜の教育・保育サービスの利用希望について

○土曜日は約 6 割、日曜・祝日は 2 割半の利用希望となっています。

(6) 学童クラブの利用や希望について

○就学前では小学校低学年の時期に利用したいという声が 3 割半ばです。しかし、小学生への調査では、現在の利用が 1 割です。(小学 1、2 年生の利用は約 2 割)

○小学 1 年生の学童クラブの利用希望は 4 割半ばです。3 年生では 2 割半ばです。

○北中城小学校区では 4 割の希望があり、島袋小学校区では 2 割半の希望にとどまっています。

○学童クラブの実施場所の希望は、「学校敷地内の専用施設」が約 3 割あるほか、「公民館」、「学校の余裕教室」の希望が約 2 割あります。

○学童クラブを利用していない理由では、料金が高いという回答が 3 割半ばを占めます。

○島袋小学校区では、近くにないからという理由が北中城小学校区地区よりも高いです。

(7) 児童館について

○児童館の利用は約 4 割。島袋小学校区は 5 割半が利用しており、北中城小学校区は約 3 割であります。

○利用しない理由としては、近くにないからという回答が 4 割を占めます。北中城小学校区では、この理由が 5 割を占めています。

(8) 育児休業について

○取得した人は 3 割半です。

○希望する育児休業期間より早く復帰した人では、経済的な理由が 5 割、希望する保育所に入るためという回答が約 4 割です。

○希望より遅く復帰した理由では、希望する保育所に入れなかったからという回答が 5 割半ばあります。

第3章 計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

○子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援行動計画と同様に、子どもの利益が最大限尊重されることや、子どもを産み育てやすい環境整備を目指す点で同様の性格を有する計画であります。このことから、次世代育成支援行動計画で掲げた基本理念を本計画でも継承します。

基本理念

子どもが家庭や地域から愛され、健やかに育つむら 北中城

- 安心して子どもを生み育てることができるむらづくり
- 子ども達が、心豊かで健やかに育つむらづくり
- 親も地域も子育てに伴う喜びが実感できるむらづくり

2. 計画の基本目標

＝基本目標＝

- 目標１：ニーズに対応した受け入れ体制の整備
- 目標２：教育・保育等の質の確保と向上
- 目標３：安心して子どもを産み育てるための支援充実
- 目標４：要保護児童への支援充実

3. 支援対策の体系

目標1：ニーズに対応した受け入れ体制の整備

- (1) 教育・保育施設等の円滑な利用の確保
 - ① 0歳児、1歳児の保育の拡充
 - ② 保育所における5歳児保育の整備充実
 - ③ 公立幼稚園の複数年保育の拡充
 - ④ 公立幼稚園における幼稚園型の一時預かりの拡充
- (2) 子どもの居場所づくり
 - ① 放課後子ども総合プランの推進
 - ② 地域における居場所の確保、充実
 - ③ 児童館の活動の充実
 - ④ 中央公民館の活動の充実

目標2：教育・保育等の質の確保と向上

- (1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進
 - ① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方
 - ② 教育・保育の質の確保
 - ③ 保幼小連携の推進
 - ③-1 教育・保育と小学校教育の円滑な接続
 - ③-2 0～2歳、3～5歳の取り組み連携
- (2) 人材の確保の推進
 - ① 保育士の確保
 - ② 幼稚園教諭の確保
 - ③ 放課後の居場所における人材確保
 - ③-1 放課後児童支援員の確保及び資質向上
 - ③-2 放課後子ども教室のコーディネーター及び地域人材の確保
 - ④ ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

目標3：安心して子どもを産み育てるための支援充実

- (1) 子育て支援ネットワークの構築
 - ① 子育てネットワークの構築
 - ② 子育て支援コーディネート機能の構築
 - ③ 地域子育て支援ネットワークづくり
- (2) 集い、交流による子育て支援の充実
 - ① 地域子育て支援センターの充実
 - ② 児童館の子育て機能の充実
 - ③ 村立図書館(あやかりの杜)の子育て支援に係る活動の推進
- (3) 相談、情報提供の充実
 - ① 相談機能の充実
 - ①-1 関係機関等による各種相談の充実
 - ①-2 利用者支援事業の実施
 - ② 情報提供の充実
 - ②-1 周知・広報の強化
 - ②-2 関係機関との連携による情報の提供
 - ②-3 母子保健との連携による相談・情報提供
- (4) 母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進
 - ① 安全な妊娠、出産、育児への支援
 - ①-1 親子手帳交付時の指導
 - ①-2 妊婦健康診査の推進
 - ①-3 妊婦訪問指導の推進
 - ①-4 新生児訪問指導の推進
 - ①-5 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進
 - ①-6 養育支援訪問事業の推進
 - ①-7 マタニティ教室の推進
 - ①-8 離乳食実習の推進
 - ①-9 母子保健推進員の活動推進
 - ①-10 子ども医療費助成事業の推進
 - ② 子どもの健康支援
 - ②-1 乳幼児健康診査の推進
 - ②-2 歯科検診の推進
 - ②-3 予防接種の推進
 - ③ 食育の推進
 - ③-1 保育所(園)・幼稚園における食育の推進
 - ③-2 小学校における食育の推進
 - ③-3 食育連携体制の構築

目標 4：要保護児童への支援充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

- ① 要保護児童対策地域協議会の活動の充実
- ② 要保護児童発見機能の向上

(2) ひとり親家庭の支援の充実

- ① 母子・父子家庭医療費助成
- ② 児童扶養手当の支給
- ③ 保育所優先入所推進
- ④ ひとり親家庭等ファミサポ利用支援事業の推進
- ⑤ 要保護児童生徒・準要保護児童生徒支援金補助金の支給
- ⑥ 幼稚園就園奨励費補助金交付

(3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

- ① 健診による障害の早期発見の推進
- ② 健診後親子教室(事後教室)の推進
- ③ 親子通園型の相談支援事業の推進
- ④ 保育施設における特別支援保育の充実
- ⑤ 地域子育て支援センターの障害児相談支援の実施
- ⑥ 療育の連続性の充実
- ⑦ 特別支援教育の充実
- ⑧ 教育支援の推進

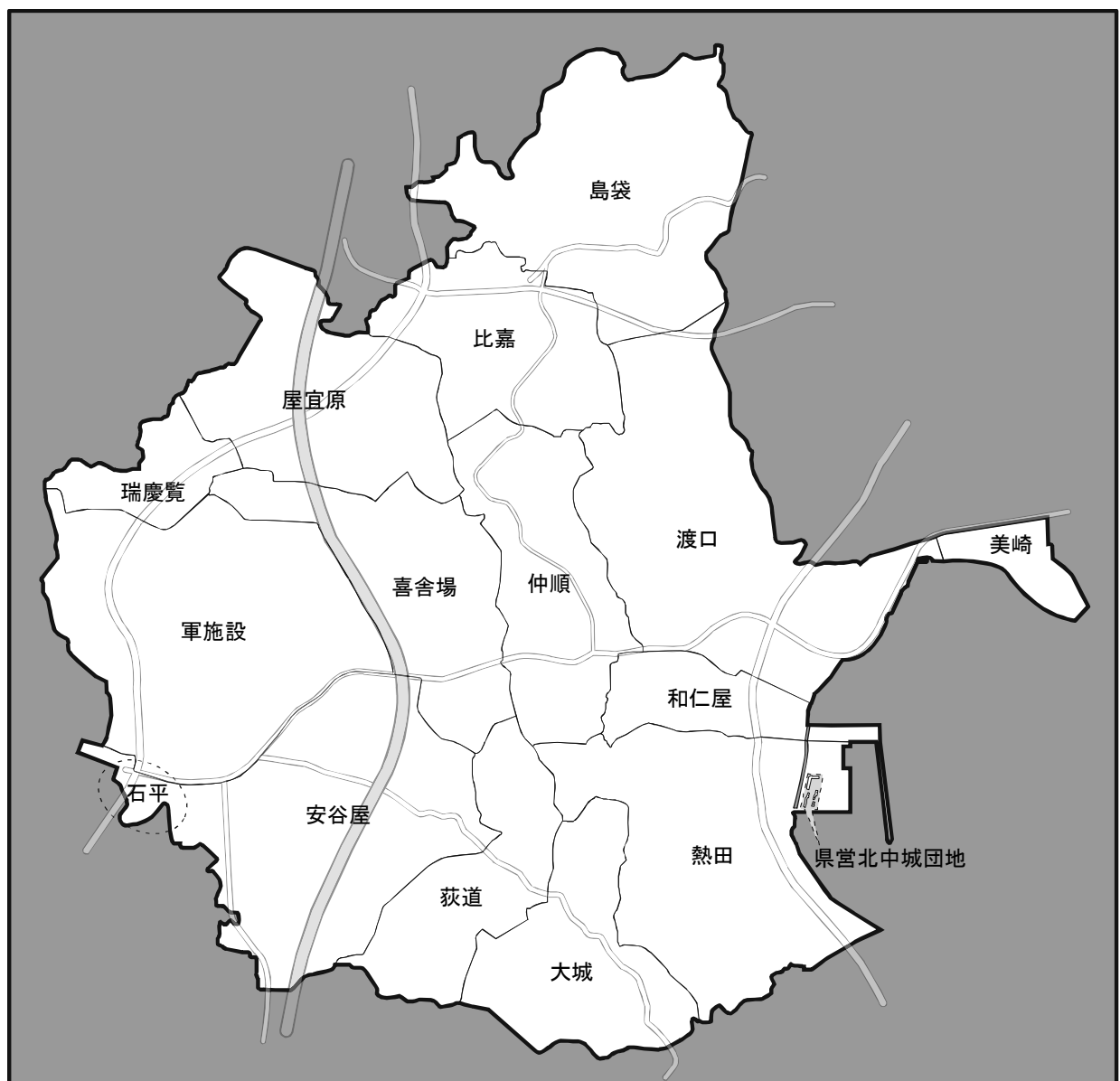
4. 幼児期の教育・保育提供区域について

(1) 教育・保育提供区域とは…

○教育・保育事業の「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、村内を分けし、区域ごとの見込みと、確保方策を示す単位であり、国の基本指針で設定が示されているものです。小学校区や中学校区、地形、生活圏域などを基本に考えることとされています。

(2) 村の教育・保育提供区域

○村では、村でひとつの中学校区となっており、また子ども人口も多くはないため、村全体を1区域の教育・保育提供区域として設定します。ただし、放課後児童健全育成事業は小学校単位で整備されることが望ましいため、区域設定は村で1つとしますが、実際の整備については小学校区単位の2区域で検討することとします。



第4章 事業計画



第4章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策

(1) 北中城村全体

①現状と課題（全体）

◇◇◇ 教育ニーズについて ◇◇◇

○教育ニーズでは3歳、4歳からの利用ニーズがあるため、需要に対する提供量の整備が必要となっています。特に3歳児は、現在、公立幼稚園での受け入れはなく、私立幼稚園利用の14人のみとなっていますが、平成27年度のニーズ量は92人と非常に大きくなっています。

◇◇◇ 保育ニーズについて ◇◇◇

- 保育の見込み量は、平成26年度の定員354人に対し、平成27年度では519人と算出されており、保育ニーズは高く整備量は不足しています。
- 0歳児保育や1・2歳児の低年齢児で保育ニーズが高く、低年齢児の受け入れ拡大とそれに伴う保育士の確保が必要です。
- 見込みに対する整備については、既存保育所や認定こども園の増改築や弾力化の定員見直しによる定員増、保育所の分園で対応するとともに、低年齢児については小規模保育事業により保育量の確保を図る方針です。

■ 3～5歳の年齢別見込み量（教育・保育別）

ニーズ区分	年齢区分	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
教育ニーズ (1号認定※)	3～5歳	184	266	277	282	280	271
	3歳	14	92	95	92	90	88
	4歳	71	89	92	96	92	90
	5歳	99	85	90	94	98	93
保育ニーズ (2号、3号認定)	3～5歳	183	188	195	196	194	190
	3歳	73	65	66	63	63	62
	4歳	55	63	65	66	64	63
	5歳	55	60	64	67	67	65

※現状＝教育は平成26年利用者数(公立幼稚園155人、私立幼稚園45人)、保育は10月定員数

※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ 年齢別認可保育所定員と平成27年度の見込み

年齢区分	平成26年度定員	平成27年度見込み	増減
0歳	33	73	40
1歳	63	124	61
2歳	75	134	59
3歳	73	65	▲ 8
4歳	55	63	8
5歳	55	60	5
計	354	519	165

②必要量の見込みと確保量（全体）

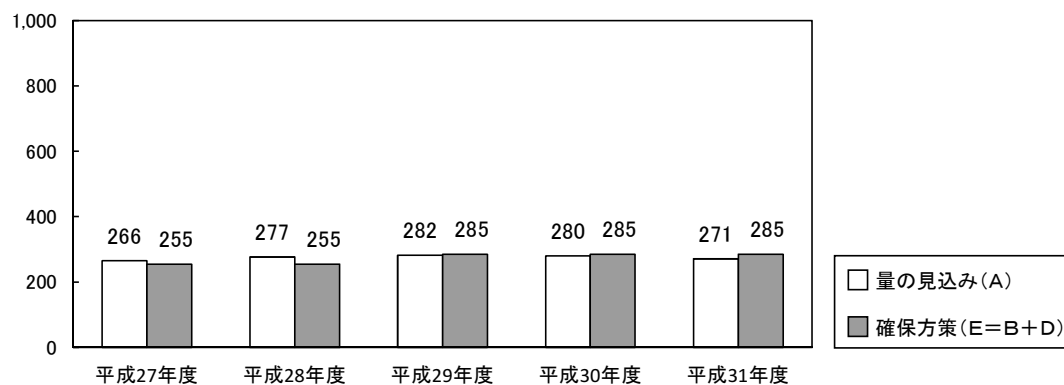
	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み(A)	266	188	73	258	277	195	72	251	282	196	72	249
整備済み(B)	255	183	33	138	255	183	42	168	255	183	42	186
不足分(C = B - A)	▲11	▲5	▲40	▲120	▲22	▲12	▲30	▲83	▲27	▲13	▲30	▲63
新規整備方策(D)	0	0	9	30	0	0	0	18	30	21	30	72
教育・保育施設	0	0	9	30	0	0	0	18	30	21	24	60
確認を受けない幼稚園	0				0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0			6	12
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0		0	0	0
確保方策(E = B + D)	255	183	42	168	255	183	42	186	285	204	72	258
新規整備後の過不足(F = E - A)	▲11	▲5	▲31	▲90	▲22	▲12	▲30	▲65	3	8	0	9
教育・保育別の過不足	▲11	▲126			▲22	▲107			3	17		
新規整備累計	0	0	9	30	0	0	9	48	30	21	39	120
教育・保育別の新規整備累計	0	39			0	57			30	180		

	平成 30 年度				平成 31 年度			
	1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
			0 歳	1・2 歳			0 歳	1・2 歳
量の見込み(A)	280	194	72	247	271	190	72	247
整備済み(B)	285	204	72	258	285	204	72	258
不足分(C = B - A)	5	10	0	11	14	14	0	11
新規整備方策(D)	0	0	0	0	0	0	0	0
教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0				0			
地域型保育事業			0	0			0	0
認可外保育施設(運営補助)		0	0	0		0	0	0
確保方策(E = B + D)	285	204	72	258	285	204	72	258
新規整備後の過不足(F = E - A)	5	10	0	11	14	14	0	11
教育・保育別の過不足	5	21			14	25		
新規整備累計	30	21	39	120	30	21	39	120
教育・保育別の新規整備累計	30	180			30	180		

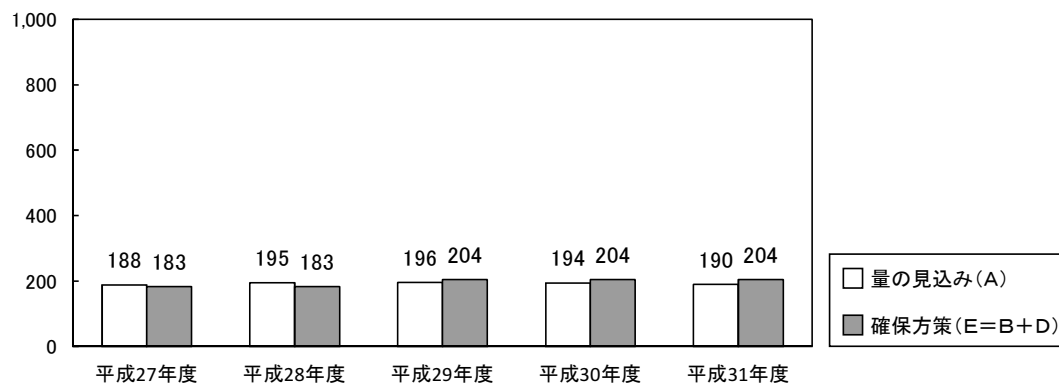
※教育ニーズ(1号認定)には、2号認定の教育ニーズ分も含めている

■ グラフで見る量の見込みと確保量の推移（認定区分別）

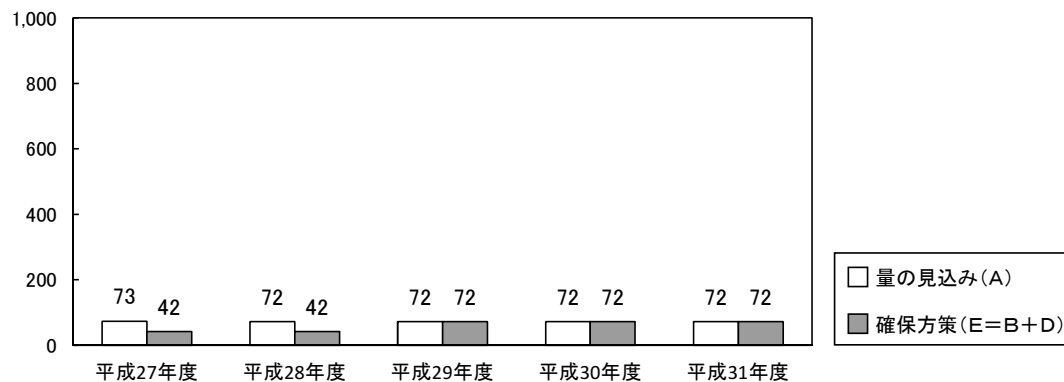
○ 1号認定（教育ニーズ分／全体）



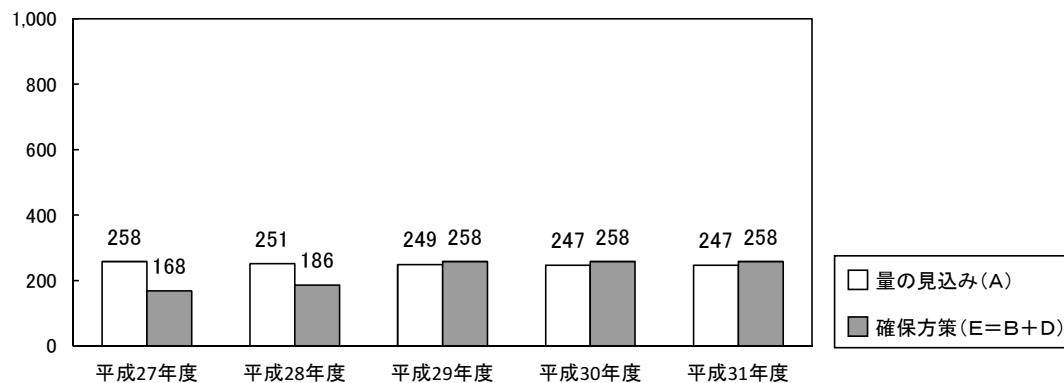
○ 2号認定（保育ニーズ分／全体）



○ 3号認定（0歳児／全体）



○ 3号認定（1・2歳児／全体）



③各年度における確保の方策（全体）

	確保の方策（新規分）	
平成 27 年度	保育所定員増（増改築） 認定こども園の増築	1 ヲ所 15 名 1 ヲ所 24 名
平成 28 年度	定員増	2 ヲ所 18 名（弾力化の定員見直し）
平成 29 年度	分園 小規模保育 定員増 北中城幼稚園（定員増）	1 ヲ所 33 名 1 ヲ所 18 名 3 ヲ所 72 名（弾力化の定員見直し） 1 ヲ所 30 名
平成 30 年度		—
平成 31 年度		—

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業

○現在、延長保育事業は各園で実施しています。時間外保育事業も公立保育所、認可保育所全園で実施し、量の見込みに対する提供の確保を図ります。

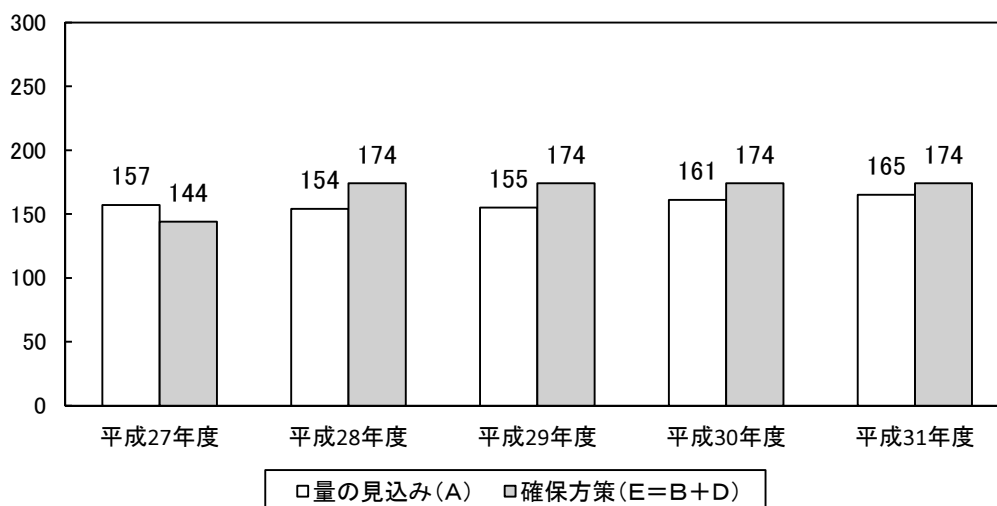
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人	166	166	166	165	163
確保方策	人	166	166	166	165	163
	ヵ所	4	4	5	5	5

(2) 放課後児童健全育成事業

①全体

○本事業は平成 26 年度で 3 か所の放課後児童クラブにおいて 100 人程度受け入れています。
 平成 27 年度以降は 160 人前後の利用希望が見込まれており、整備量は不足しています。
 ○計画期間に新規で 67 人分(2 施設)の受け入れを整備します。整備にあたっては、現在放課後児童クラブがない島袋小学校区への整備と小学校などの公的施設の活用を検討します。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(A)		人	157	154	155	161	165
	低学年	人	110	107	109	117	122
	高学年	人	47	47	46	44	43
整備済み	整備量(B)	人	107	144	174	174	174
	施設数	カ所	3	4	5	5	5
不足分(C = B - A)		人	▲ 50	▲ 10	19	13	9
新規整備方策	整備量(D)	人	37	30	0	0	0
	施設数	カ所	1	1	0	0	0
確保方策(E = B + D)		人	144	174	174	174	174
整備後の過不足数(F = E - A)		人	▲ 13	20	19	13	9
新規整備累計	整備量	人	37	67	67	67	67
	施設数	カ所	1	2	2	2	2



(3) 地域子育て支援拠点事業

○地域子育て支援拠点事業は、現在1か所(子育て支援センターきたなかぐすく)で実施しています。量の見込みより1日の受け入れ人数を算出すると、1か所あたり16人程度受け入れることとなります。現在の1か所での実施体制を継続するとともに、内容の充実を図り、子どもと子育て家庭の支援を進めていきます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	年間延べ利用人数	4,370	4,276	4,245	4,229	4,229
確保方策	人	4,370	4,276	4,245	4,229	4,229
	カ所	1	1	1	1	1

※1日の受け入れ人数の算出＝年間延べ利用人数÷52週÷5日÷1か所

(4) 一時預かり事業

① 幼稚園型

○幼稚園型の一時預かり事業は、共働き家庭の定期的利用と、専業主婦家庭等の一時的利用から見込まれています。現在(平成26年度)、公立幼稚園は定員55人となっています。

○量の見込みから1日の受け入れ人数を算出すると150人程度で、整備量は不足しています。公立幼稚園での定員拡充に努めるほか、認定こども園や私立幼稚園も含めてニーズへの対応を進めていきます。

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定年間利用	人日	758	788	793	785	769
	2号認定年間利用	人日	37,121	38,561	38,823	38,430	37,644
	合計	人日	37,879	39,349	39,616	39,215	38,413
確保方策	年間延べ利用人数	人日	21,840	21,840	44,980	44,980	44,980
	カ所数	カ所	2	2	2	2	2

※1日の受け入れ人数の算出＝年間延べ利用人数÷52週÷5日÷1か所

②その他の一時預かり

○認可保育所の一時預かり事業は、現在(平成 26 年)、1 か所で実施しています。今後は、4 か所での実施を目指すとともに、現在も利用されているファミリーサポートセンターと連携し、ニーズへの対応を図ります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量の見込み	人日	1,648	1,662	1,662	1,651
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	人日	1,260	1,260	1,260	1,260
		カ所	4	4	4	4
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	人日	562	562	562	562
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日	0	0	0	0

(5) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

○病児保育事業は、平成 26 年現在、村内では実施されていません。ニーズに対しては、ファミリーサポートセンターとの協力により対応を図るほか、村内医療機関との連携を行い病児保育事業の実施をめざします。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量の見込み	人日	64	64	64	63
確保 方策	病児保育事業	人日	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	人日	64	64	64	63

(6) 子育て援助活動支援事業（就学児）

○平成 25 年度の実績で、年間 1,132 人日の就学時利用があります。平成 27 年度以降も同程度の対応は可能であるため、ファミリーサポートセンターと連携し、ニーズへの対応を図ります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量の見込み	人日	1,012	990	1,003	1,080
確保 方策	子育て援助活動支援事業 (就学後)	人日	1,132	1,132	1,132	1,132

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

○子育て短期支援事業(ショートステイ)は、現在、村で実施していません。量の見込みは0人であり、事業は実施しませんが、計画期間内のニーズ・動向を見極めながら、当面はファミリーサポートセンターの活用等による対応を図ります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
確保方策	子育て短期支援事業	人日	実施予定なし			

(8) 利用者支援事業

○子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

○新制度で新しくはじまる事業であり、村内に1か所整備し、子育て家庭のサービス利用支援を行っていきます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	カ所	0	1	1	1	1
確保方策	カ所	0	1	1	1	1

(9) 乳幼児家庭全戸訪問事業

○生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

○村ではこれまでも本事業を実施しており、今後も継続して取り組み、村内すべての家庭の養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭の適切な養育の確保を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	年間実人数	179	179	179	178	178
確保方策	実施体制：保健師、助産師、母子保健推進員 実施機関：健康保険課					

(10) 養育支援訪問事業

- 乳幼児家庭全戸訪問を経て、子育てに不安を抱えていたり、さまざまな理由で子の養育に支援を必要としている家庭に対して、訪問により養育に関する指導や助言等を行う事業です。
- 村ではこれまでも本事業を実施しており、支援が必要な家庭の適切な養育の確保を行うため今後も継続して取り組みます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	年間実人数	27	27	27	27	27
確保方策		実施体制：保健師、助産師、保育士等 実施機関：福祉課				

(11) 妊産婦健診事業

- 妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。1人当たり年間14回分を公費で負担しています。
- 村ではこれまでも本事業を実施しており、母子の健康管理と保健指導により安心して出産を迎えられるように今後も継続して取り組みます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	年間延べ利用回数	2,506	2,506	2,506	2,506	2,506
確保方策		実施体制：沖縄県内協力医療機関受診等 実施機関：産婦人科等の医療機関及び助産所(国内)				

(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

- 要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。関係機関と連携を図りながら実施いたします。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

○保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。状況を見極めながら事業実施に努めていきます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

○特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。状況を見極めながら検討いたします。

第5章 支援対策



第5章 支援対策

1. ニーズに対応した受け入れ体制の整備

(1) 教育・保育施設等の円滑な利用の確保

① 0 歳児、1 歳児の保育の拡充

0 歳児や 1 歳児では産休明け、育児休業明けで保育所に預けにくい状況があります。ニーズ調査で把握された潜在的ニーズにもとづいて、0、1 歳児の保育の拡充を行い、預けたいときにいつでも預けられる環境の整備を図ります。

② 保育所における 5 歳児保育の整備充実

保育所における 5 歳児保育の整備充実を図り、0～5 歳児の保育を含めたすべての保育ニーズに対応した受入体制を引き続き継続いたします。

③ 公立幼稚園の複数年保育の拡充

公立幼稚園では、現在 4 歳児からの受け入れを行っていますが、3 歳児も含めた複数年保育の拡充を図ります。拡充においては、公立保育所との連携を図るほか、園舎の増改築による教室の確保と定員増による対応を検討します。

④ 公立幼稚園における幼稚園型の一時預かりの拡充

公立幼稚園においては、子育て家庭への支援として、幼稚園型一時預かり事業を実施し、共働き家庭の定期的な利用および専業主婦家庭等の一時預かりを行います。また、終了時間の延長（現行の「18 時まで」を「18 時 30 分まで」に）、を実施するなど、一時預かり事業の充実および公立幼稚園が共働き家庭にとって利用しやすい場となるように努めます。

(2) 子どもの居場所づくり

①放課後子ども総合プランの推進

- a 各放課後児童クラブにおいては、今後も放課後に子どもが安心・安全に過ごし、健やかな育成につながるよう、それぞれの特色を活かした活動を推進するとともに、地域の人材やボランティア等と連携した活動の充実を図られるよう、必要な支援を行います。また、学校から放課後児童クラブに安全・円滑に移動できるよう、学校との調整を図ります。また、放課後児童クラブの質の維持及び向上を図るため、放課後児童クラブの巡回指導、指導監督を実施するほか、「開所時間延長支援事業」をすべての放課後児童クラブにおいて実施することを目指します。
- b 子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室の全小学校での実施に努めます。
- c 国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施または各学校の余裕教室を活用した一体型の実施に努めます。一体型の実施にあたっては、放課後児童クラブが設置されたところへの放課後子ども教室設置を進め、モデル校として実施に向けた研究・準備を行い、平成31年度までに1校で実施することを目標とします。
- d 放課後の余裕教室等を活用した学校における放課後の居場所づくりについて、運営委員会を設けて検討します。また、余裕教室の活用状況や活用計画、共通プログラムの検討、一体的実施といったすべての過程で、教育委員会と福祉課および放課後子ども教室のコーディネーターと放課後児童クラブの支援員が連携し、事業の周知や学校への理解を図るとともに、取り組み事例の検討と実施後の課題改善を行い、円滑な運営がされるように努めます。
- e 教育委員会と村長が協議する機関として新たに設置される総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行います。

②地域における居場所の確保、充実

幼稚園、小学校、児童館、公民館等の地域資源を活用し、小学生の放課後の居場所づくり、遊び場の確保を検討します。

③児童館の活動の充実

今後も、子どもにとって魅力的な遊びを主体とした活動を推進します。また、地域との交流を深め、地域に開かれた児童館を目指すとともに、地域やボランティア等の協力を得て、館外活動を含めた多様な活動の充実を図ります。

④中央公民館の活動の充実

子ども達の放課後や週末の活動の場づくりの一環として、子ども達の意見も取り入れつつ今後も多様な講座の開催を図るとともに、子どものサークル活動の育成支援を行います。

2. 教育・保育等の質の確保と向上

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

①認定こども園の設置数や普及に関する考え方

認定こども園は1号認定から3号認定までのすべての子どもの教育・保育に対応できる施設であり、子育て家庭の広いニーズに対応することができます。現在、村内に1か所あり、1号認定から3号認定まですべての子どもを受け入れています。村の公立幼稚園では3歳児からの受け入れを実施していないため、地域における3歳児からの教育ニーズに対応するため認定こども園と連携を図ります。

平成27年度から平成31年度までの5年計画の中では、既存の教育・保育施設の拡充と小規模保育事業の整備を村内の教育・保育ニーズに対応する確保方策としていますが、今後の地域開発にともなう人口増やニーズの変化を見極めながら、認定こども園の拡充や整備を検討します。

②教育・保育の質の確保

幼児期の教育・保育を受ける子どもの健やかな育ちを支援するために、子ども・子育て支援事業に関わる職員の資質を高めるための研修の充実、専門家や専門機関と連携した教育・保育や子育て支援、園行事や体験活動を通して、子どもの豊かな人間性を育成していくために、地域との一層の連携・交流を進めます。

特に地域型保育事業においては、保育士以外の保育従事者が認められており、資格のない保育従事者に対しては、より十分な研修を行います。また、保育士との交流、情報交換、事例報告などにより資質の向上を図る機会を設けてまいります。

教育・保育の質を確保し低下を防ぐため、村が定めた条例等の基準によるチェック、指導監督などを定期的に実施してまいります。

③保幼小連携の推進

③-1 教育・保育と小学校教育の円滑な接続

幼児期から児童期への連続した子どもの発達を意識し、遊びを通して学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、子どもの生活や学びが円滑に移行していくよう、保育所・幼稚園等と小学校との交流活動、職員間の相互理解の場の確保、保育要録・指導要録等の確実な引継ぎと情報共有等を進めます。

③-2 0～2歳、3～5歳の取り組み連携

地域型保育事業からの連携施設については、地域型保育を実施する事業者が確保することとされていますが、村も確保のために努め、地域型保育利用者が円滑に教育・保育施設利用へと移行できるように、地域の公立保育所、法人保育所、幼稚園の状況把握と協力依頼を行ってまいります。

(2) 人材の確保の推進

① 保育士の確保

- a 県及び関係機関と連携し、保育事業職員の確保を進めるとともに、国及び県の施策等を活用し、処遇改善を図ります。
- b 村内の地域型保育事業及び認可保育所等からの要望に応じて、合同の就職説明会及び事業所見学会の開催を検討し、保育事業職員の確保を進めます。

② 幼稚園教諭の確保

公立幼稚園における幼児教育の向上を図るため、公立保育所との人事交流を進めるほか、県及び関係機関と連携し幼稚園教諭の確保に努めます。

③ 放課後の居場所における人材確保

③-1 放課後児童支援員の確保及び資質向上

県及び関係機関と連携し、支援員の資質向上を図るための研修を実施するとともに、支援員の確保を支援します。

③-2 放課後子ども教室のコーディネーター及び地域人材の確保

地域の参画を得て、様々な活動の展開を図るため放課後子ども教室に関わる地域人材の確保に努めます。

④ ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

ファミリーサポートセンターの役割を周知し、地域において子どもの預かりの援助を行いたい人(おまかせ会員)の確保に努めます。

3. 安心して子どもを産み育てるための支援充実

(1) 子育て支援ネットワークの構築

① 子育てネットワークの構築

子育て支援の向上を図るために、子育て支援にかかわる関係各課のほか、保育所、幼稚園、児童館及び子育て支援センター等で構成する「子育て支援庁内ネットワーク会議(仮称)」を設置します。ネットワーク会議では、実務担当者間の交流や情報交換を行うことを通して、地域の情報の共有化を図るほか、互いの連携・協力体制を密にし、それぞれの取り組みの充実を図るとともに、子育て家庭への情報の提供や相談支援の充実を図ります。

② 子育て支援コーディネイト機能の構築

子育て家庭へのきめ細かい支援を行うために、地域子育て支援センターを中心に、保育所や児童館などの児童福祉施設、母親クラブ、幼児クラブ及びふれあい子育てサロンなどの住民活動組織並びにファミリー・サポート・センター等と連携し、地域の社会資源を有効に活用した、子育て支援のコーディネイト機能が発揮できる体制づくりを確立します。

③ 地域子育て支援ネットワークづくり

安心して子どもを育てることができる環境づくりを推進するために、子育て支援にかかわる地域の関係団体、放課後児童クラブ、NPO等の地域資源を有機的につなぎ、子どもの健やかな成長に資する取り組みの一層の充実が図れるよう「地域子育て支援ネットワーク連絡会(仮称)」の設置を検討します。

連絡会では、参加者間の交流や情報交換を行うほか、それぞれの特性を活かした連携・協力体制を構築し、地域が一体となった効率的・効果的な子育て支援の展開を図ります。

(2) 集い、交流による子育て支援の充実

① 地域子育て支援センターの充実

平成23年度に設置された地域子育て支援センターの充実により、乳幼児とその保護者が集い交流を行ったり、専門員による子育てについての相談・助言、情報の提供等必要な援助が受けられる地域子育て支援センターの充実を図ります。

② 児童館の子育て機能の充実

子育て中の親子が気軽に訪れ、交流や軽スポーツその他の活動を通して、心身のリフレッシュが図れるよう、今後も「母親クラブ」や「幼児クラブ」などの活動支援を行うとともに、広報を強化し、活動への参加促進を図ります。

また、子育てに関する講話や相談に対応できるよう、他の関係課との連携や、地域人材の活用を図ります。

③ 村立図書館(あやかりの杜)の子育て支援に係る活動の推進

あやかりの杜と村の子育て支援に係る関係課との連携を蜜にし、子育て講座等の充実を図るとともに、幼稚園や保育所(園)、認定こども園の施設外活動の一環として、あやかりの杜巡回バスによる送迎の協力依頼を含め、施設の有効活用を検討します。

(3) 相談、情報提供の充実

① 相談機能の充実

①-1 関係機関等による各種相談の充実

行政や幼稚園、保育所、認定こども園、学校など、関係機関が情報の共有を行い、地域における子育て相談を強化します。

①-2 利用者支援事業の実施

村内に1か所整備し、子育て家庭のサービス利用支援を行っていきます。

② 情報提供の充実

②-1 周知・広報の強化

今後も、村の広報誌やホームページ及びチラシ、防災無線、マスコミを活用した情報提供を行います。また、各種情報が一つにまとまった冊子等の作成、コンビニエンスストア等での情報の掲示を実施するなど、従来の情報に加え、子育て家庭のニーズに即した必要な情報の収集・提供を検討します。

②-2 関係機関との連携による情報の提供

行政からの直接の情報発信のみならず、地域の民生委員・児童委員、幼稚園、保育所、子育て支援センター、学校など、関係機関が連携し、教育・保育や子育てに関する情報について、速やかに発信していくように努めます。

②-3 母子保健との連携による相談・情報提供

教育・保育サービスの情報について、母子保健分野と連携し、親子健康手帳の交付時、乳幼児健診時の教育・保育等情報提供や、健診会場で教育・保育施設やサービスについての相談の場を設置するなど、相談や情報提供の場の拡大を図ります。

(4) 母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進

①安全な妊娠、出産、育児への支援

①-1 親子手帳交付時の指導

親子手帳交付時には、今後も保健師による全数面接を実施し、妊娠・出産・育児に関する情報の提供を行います。また、アンケートを活用して、飲酒・喫煙等の生活習慣や家庭基盤、若年である等のハイリスク妊婦の状況を把握し、必要な助言・指導及び情報の提供を行うとともに、訪問指導など、継続的なフォローを行います。

その他、妊娠がわかっただけ早期に妊娠届出を行うよう広報強化を図ります。

①-2 妊婦健康診査の推進

親子手帳交付時等において妊婦健康診査の受診勧奨を行うとともに、妊婦健診受診票のチェックや産婦人科医療機関と連携し、妊婦の妊娠経過に沿ったタイムリーな健康指導を行います。

公費負担による14回の妊婦健診の補助について周知に努め、受診率の向上を図ります。

①-3 妊婦訪問指導の推進

ハイリスク妊婦を中心に、妊婦健診等の結果も踏まえ、相談・指導・支援が必要な妊婦を訪問し、安心して出産を迎えられるよう母体の健康の保持増進を図ります。

①-4 新生児訪問指導の推進

第1子や若年産婦を中心に、母親の意向に沿って訪問し、安心して育児ができるよう、育児不安や新生児の発育、栄養、疾病予防などの相談・指導及び必要な情報の提供を行います。

①-5 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進

子育ての不安や子育ての孤立化をなくし、健やかに子育てができる環境を整えるために、生後4ヵ月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、母親への相談助言や情報の提供及び支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけます。

頻回に訪問しても会えない家庭については、保健師による訪問や乳幼児健康診査及び他の課と連携して、家庭や子育ての状況把握を行います。

①-6 養育支援訪問事業の推進

子育てに対する不安等により、子育てに対して孤立感等を抱える家庭、その他様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、保健師・助産師等の訪問により、具体的な養育に関する助言・指導を行い、家庭の養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

①-7 マタニティ教室の推進

子どもを健やかに生み育てることができるよう、妊娠期の過ごし方や安心・安全な出産、育児に関する正しい知識を身に付けるとともに、妊婦間の交流を通して、不安の解消や妊娠・育児の孤立化を防ぐため、医療機関と連携の下、マタニティ教室の推進を図ります。

①-8 離乳食実習の推進

乳幼児の発育状況に応じた適切な離乳食をすすめるために、生後3～6ヵ月の乳児の保護者を対象に離乳食実習を開催し、与える食品の種類や調理形態を学んでもらうとともに、必要な助言・指導を行います。

①-9 母子保健推進員の活動推進

母子保健における様々な事業をサポートし、事業の円滑な実施が図れるよう、今後も母子保健推進員の活用を推進します。また、推進員の確保が年々難しくなっていることから、欠員が生じないよう、地域の関係機関・団体等と連携した、人材の確保を図るとともに、任期のあり方など長く定着できる体制づくりを検討します。

①-10 子ども医療費助成事業の推進

乳幼児を中心とした子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健全育成を図るために、今後も医療費を助成します。

また、通院における医療費助成の年齢拡充を図るとともに、適正受診を促すために、医療機関と連携し、各種保健事業や保育所(園)、幼稚園及び各種広報手段により保護者への意識啓発を図ります。

②子どもの健康支援

②-1 乳幼児健康診査の推進

乳幼児の疾病や異常を早期に発見し、早期の療育や相談・指導等適切な支援を行うことで、乳幼児の健全な発育・発達を支えていくために、引き続き、乳児一般健康診査、1歳6ヵ月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、未受診児や要経過観察児の乳幼児健診についても併せて実施します。また、各健康診査の受診率の向上のために、母子保健推進員による訪問活動を継続し、受診勧奨を強化します。

健康診査会場(中央公民館)については、乳幼児の健康診査に適した環境づくりのために、空調設備等の配慮を行うことのほかに、乳幼児に限らず全ての村民を対象に地域に密着した保健サービスを総合的に行う拠点として、保健センターの設置を検討します。

②-2 歯科検診の推進

幼児のむし歯予防等のために、今後も、1歳6ヵ月児健康診査や3歳児健康診査で歯科検診を行うとともに、1歳児及び2歳半児の歯科検診を実施します。また、1歳児及び2歳半児歯科検診の必要性の周知徹底を行い、検診率の向上を図ります。

②-3 予防接種の推進

感染の恐れのある疾病から子ども達を守るため、今後も予防接種の無料化や個別通知を行うとともに、各種母子保健事業や広報媒体を通した接種勧奨及び保育所(園)、幼稚園、学校と連携した接種勧奨を行い、接種率の向上を図ります。

③食育の推進

③-1 保育所(園)・幼稚園における食育の推進

保育所(園)や幼稚園においては、食の大切さや食のバランス、好き嫌いを減らす指導を行います。また、子ども達と一緒に作物の植え付けから収穫、調理することを通して、食への関心を高めるとともに、収穫の喜びやみんなで食べることの楽しさを感じてもらえる取り組みを推進するなど、食を営む力の基礎を培っていきます。

そのほか、関係課や学校給食調理場などと連携し、保護者への食に関する学習機会を確保し、家庭と連携した食育の推進を図ります。

③-2 小学校における食育の推進

成長期にある児童生徒にとって、心身ともに健康な生活を送るうえで基本となる望ましい食習慣の形成を図るために、各教科や給食の時間、学校行事、栄養教諭の活用など、教育活動全体を通して食育指導を積極的に行います。また、今後も学校給食調理場や関係課と連携し、地産地消への取り組みを通した食育指導を行い、児童生徒の食に対する興味・関心を高めることや地域への愛着などを育んでいきます。

なお、食育は家庭が基本となることから、子どもの健やかな成長に資する望ましい食習慣を形成するために、家庭と連携した取り組みができるよう、家庭への食育に関する知識の普及啓発を図ります。

③-3 食育連携体制の構築

保育所(園)、幼稚園、小学校、学校給食共同調理場、庁内関係課などの関係機関が連携し、地域の社会資源を有効に活用するなど本村における食育への取り組みの充実を図るために、食育に関する連携推進体制を構築します。

4. 要保護児童への支援充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 要保護児童対策地域協議会の活動の充実

要保護児童への適切な支援を図るために、要保護児童対策地域協議会において、庁内関係課をはじめ、関係機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務従事者等が、要保護児童に関する情報の交換及び適切な連携を図り、今後も必要な支援を行います。

要保護児童への対応の充実を図るために、必要に応じて児童家庭相談員等の人員体制の強化を図ります。また、地域への虐待防止の広報啓発を強化し、住民の虐待に対する通告義務の周知徹底を図ります。

② 要保護児童発見機能の向上

母子保健担当部署、保育所(園)、幼稚園、学校では、虐待等保護者による監護に問題がないか発見する視点を持ち、保護者の不安や悩みに対する相談と助言・指導等を行い、保護者の心の安定を図るとともに、必要に応じて要保護児童対策地域協議会と連携した、児童や保護者への適切な対応に努めます。

また、医療機関や地域住民及び地域の各種団体等と連携した、虐待等要保護児童にかかわる情報収集の充実を図ります。

(2) ひとり親家庭の支援の充実

① 母子・父子家庭医療費助成

父親または母親のどちらかと生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭などの児童を養育している者が、入院または通院による治療を受けた場合、医療費の自己負担の一部を助成します。

② 児童扶養手当の支給

父親または母親のどちらかと生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭などの児童を養育している者に対し、生活の安定と自立を助け、児童の健全育成が図れるよう支援をするために、児童扶養手当を支給します。

③ 保育所優先入所推進

今後も、母子・父子家庭の保育所(園)への優先入所を推進します。また、施設利用料の負担軽減に努めます。

④ひとり親家庭等ファミサポ利用支援事業の推進

ひとり親家庭等(母子、父子及び養育者家庭)のファミリー・サポート・センターの利用促進を図ることで、仕事と育児の両立や子どもの健やかな育ちを支援するとともに、ひとり親家庭等の自立促進、生活の安定を図るために、支援金として「支援チケット」を発行します。

⑤要保護児童生徒・準要保護児童生徒支援金補助金の支給

被生活保護世帯に属する児童生徒(要保護児童生徒)及び被生活保護世帯に準ずる程度に困窮した世帯の児童生徒(準要保護児童生徒)を対象に、学用品費、修学旅行費、学校給食費等義務教育を受けるために必要な経費を今後も援助します。

⑥幼稚園就園奨励費補助金交付

幼稚園の幼児教育の振興を図るために、引き続き、私立幼稚園が保護者の経済的負担軽減を図り入園料・保育料を減免する場合に、私立幼稚園に補助金を交付します。

(3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

①健診による障害の早期発見の推進

乳幼児健康診査において、今後も乳幼児の疾病や発育・発達の異常を早期に発見するとともに、治療・療育について、関係機関との連携を図りながら、保護者からの相談に応じた適切なサービスを紹介します。

また、発達検査については、関係機関や専門家との連携及び研修等により問診スタッフのスキル向上を図り、発見精度の向上を図るとともに、スタッフの入替えがあってもスキルを維持できるよう、判断基準の統一化や検査マニュアルの充実を進めます。

②健診後親子教室(事後教室)の推進

発達が気になる子の経過観察を行い、必要に応じて療育機関・医療機関にスムーズにつないでいくとともに、親が子どもの発達に気づき、子どもへのかかわり方を学ぶ場として、引き続き健診後親子教室を実施します。

③親子通園型の相談支援事業の推進

健診後親子教室の次のステップとして、また、その他在宅の障害のある子に対し、親子での通園の方法により、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練、保護者への相談等を行い、保育所(園)、幼稚園、小学校での生活に適応していけるよう、親子通園型の相談支援事業を拡充させていきます。

④保育施設における特別支援保育の充実

障害のある子や発達が気になる子に対し、加配の保育士を配置し、臨床心理士による巡回指導で、管理者や職員への研修及び保護者への相談を行いながら、障害への理解を深めるほか、関係機関や専門家等と連携した特別支援保育の充実を図ります。

⑤地域子育て支援センターの障害児相談支援の実施

地域子育て支援センターにおいて、障害のある子や発達が気になる子の保護者の相談に対応するとともに、関係機関や専門家等と連携した支援を行います。

また、親の会等の発足を支援していきます。

⑥療育の連続性の充実

障害のある子の療育について、保育所から幼稚園や小学校への連続した一貫性のある指導・支援が行われるよう、日頃から保幼小間で障害のある子の情報交換を行い、入園、入学に際しては保護者や担当者間で詳細な申し送りができる連携体制を強化します。

⑦特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活や学習活動を支援するために、引き続き特別支援教育支援員を各学校に派遣するとともに、教職員は支援員との連携を密にし、児童生徒への支援を行います。

特別支援学級担当教員については、研修等により資質向上を図るとともに、特別支援学校等との連携や通級学級を開催することを通して、専門家との連携を図り、特別な支援を必要とする児童生徒への教育・指導の充実を図ります。

通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒については、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内教育支援委員会と連携した支援の充実を図ります。

また、通常学級から特別支援学級での支援が必要と認められる場合に、対応できる条件整備を行います。

特別な支援を必要とする児童生徒の指導・支援においては、研修等により全ての教職員が共通した理解・認識の下で学校の専門性を高め、児童生徒一人ひとりの特性に合わせた指導・支援を行います。

児童生徒に対し、特別な支援を必要とする子も同じ仲間として、共に生き支えあう意識を育むために、各教科や活動を通して、障害及び特別な支援を必要とする子への理解・認識を深めます。

⑧教育支援の推進

村内の保育所、幼稚園、学校では、それぞれにおいて特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学相談等に関して、保護者との相互理解と信頼関係を築き、最も適した教育の内容や方法を支援します。その他の就学児についても、保護者の心情等に配慮した教育支援・教育相談を行います。

また、北中城村教育支援委員会においては、本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、総合的な判断を行います。

第6章 計画の推進について



第6章 計画の推進について

1. 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの村民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報誌やホームページなど様々な媒体を活用して、広く村民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2. 計画の推進体制

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取り組みを進めていきます。また、県とも連携し、教育・保育施設等の運営について共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、市町村域を超えた利用については、村民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるよう、近接する市町村と連携を図り、迅速な調整等が行われるように努めます。

子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う幼稚園及び保育所、認定こども園は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携が必要であり、そのための支援に努めます。

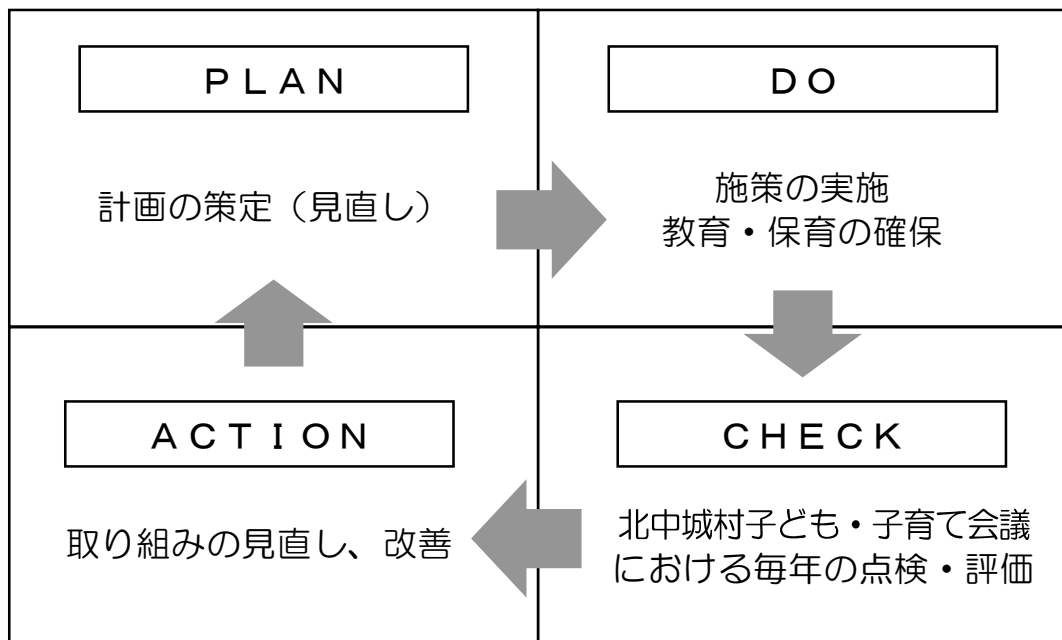
3. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握

本計画を策定するにあたっては、ニーズ調査を行い、村の教育・保育事業その他の実態や潜在的ニーズを把握しました。しかし、子どもと子育て家庭の生活状況や取り巻く環境、ニーズは変化をしていきます。今後もニーズ把握は適宜行い、計画の見直しの見極めを行っていきます。

4. P D C Aサイクルによる推進状況チェック

本計画の進行管理においては、「P D C Aサイクル」に基づいて、計画の実施状況の点検・評価をし、必要に応じて課題の検討を行い、取り組みの改善や見直しなどを行っていくこととします。

このため、今後の進捗管理においては、「北中城村子ども・子育て会議」が、取り組み状況の把握・点検を行い、適時、計画の見直しを行っていきます。



資料編



資料 1 北中城村子ども・子育て会議設置要綱

(平成 26 年 8 月 1 日訓令第 13 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、北中城村子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するため、必要な事項に関して意見を述べ、又は調査審議するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が任命又は委嘱するものとする。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に定める者のほか、村長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議は会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 子育て会議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

資料２ 北中城村子ども・子育て会議委員名簿

役 職	氏 名	団体名・役職等
会 長	大城 盛次郎	社会福祉法人 北中城村社会福祉協議会 会長
副会長	大城 りえ	沖縄キリスト教短期大学 准教授
委 員	花城 清長	村子ども育成連絡協議会 副会長
委 員	由上 るり子	学校法人 愛海学園 理事長
委 員	金城 典子	村立北中城幼稚園 副園長
委 員	大田 信子	社会福祉法人 三河福祉会 理事長
委 員	新城 加代子	社会福祉法人 鳳友福祉会 つなぐ保育園 園長
委 員	知念 絹代	村立喜舎場保育園所長 村立子育て支援センターきたなかぐすくセンター長
委 員	小塚 雄次	NPO法人 沖縄県学童・保育支援センター

北中城村子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行：北中城村役場 福祉課

沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場 426 番地 2

TEL：098-935-2233

協力：有限会社 システム・エッグ

沖縄県島尻郡南風原町字与那覇 115-1

TEL：098-888-3090

